

定 款

公益社団法人長野ライダー協会

公益社団法人 長野グライダー協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人長野グライダー協会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、グライダースポーツを通じ正しい航空知識及び技術を修得せしめ、良識ある社会人としての人格と体力の育成をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)グライダースポーツに関する訓練。
- (2)グライダースポーツに関する競技会及び研究会の開催。
- (3)グライダースポーツの指導者を養成する。
- (4)会誌の発行、資料の配布（電磁式発行配布）。
- (5)その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の法人社員とする。

- (イ)正会員 本会の目的に賛同して入会した個人または団体。
- (ロ)賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人または団体。
- (ハ)名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者。

(社員等の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の様式による申込みをし、理事会において承認し、これを本人に通知するものとする。ただし名誉会員に推薦されたものは入会の手続きは要せず、本人の承諾をもって会員となる。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、別に定めるところにより入会金及び、毎年会費を納入する義務を負う。

2 既納の入会金及び年会費は、その理由のいかんを問わずこれを返還しないものとする。

(任意退会)

第 8 条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届けを提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 9 条 正会員及び賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により除名する事が出来る。

(1)この定款その他の規則に違反したとき。

(2)この法人の名誉を毀損し、若しくは目的に反するような行為をした時、又は社員としての義務に違反したとき。

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 この場合においては除名の議決を行う社員総会においてその正会員及び賛助会員に弁明の機会を与えなければならない

(社員等の資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員たる資格を喪失する。

(1)退会したとき

(2)死亡した時

(3)解散した時

(社員等資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 社員等が第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(社員総会の権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1)社員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4)定款の変更
- (5)解散及び残余財産の処分
- (6)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は定時社員総会として毎年1回6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会は、期日の2週間前までに会議の目的、場所並びに会議で決議すべき事項を示して招集しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事3人以上5人以下

(2)監事2人以内

- 2 理事のうち1人を会長、1人を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会において選任する。
- 3 監事は、理事又は使用人を兼ねる事は出来ない。
- 4 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係なるものとして法律で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長は毎事業年度4箇月を超える間隔で、2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。

(顧問)

- 第 27 条 本会は顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、特定の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(事務局)

- 第 28 条 本会の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局には事務局長、その他必要な職員を置き、事務局長にあつては会長が理事会の承認を経て会長が任免し、そのほかの職員は会長が任免する。
 - 3 職員は会長の定めた職務に従事する。

第 6 章 理事会

(構成)

- 第 29 条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 30 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長の選定及び解職

(招集)

- 第 31 条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産)

第 34 条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第 35 条 本会の事業年度は毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法
(公告の方法)

第 43 条 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は石田 治一郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成 年 月 日

現行定款に相違ありません。

公益社団法人長野グライダー協会
会 長 岡 田 莊 史